

# 東京都内における動物取扱業実態調査

平成 11 年 2 月

東京都衛生局

## 調査の概要

### 1 調査目的

動物取扱業に関しては、悪臭・騒音などの苦情があるほか、最近ではこれまで一般に飼われていなかった動物種が流通販売される傾向もあり、衛生管理面の危険性も懸念されている。そのため、都内で開業している動物取扱業者の施設の構造や設備、動物の飼育管理方法等について実態を詳細に把握し、動物取扱業者の指導・育成策を検討するための基礎資料とする。

### 2 調査期間

平成 10 年 8 月から平成 11 年 1 月まで

### 3 対象施設

特別区及び多摩地区の区域における動物取扱業届出施設

### 4 調査方法及び内容

特別区の施設については動物保護相談センター、多摩地区の施設については保健所に所属する動物監視員が立ち入り、施設の構造・設備や管理運営、動物の管理状況や人畜共通感染症等に関する従業者の知識等について調査を行った。

### 5 調査施設数

平成 9 年度末現在届出のある 921 施設のうち、地区別に無作為に抽出した 340 施設。

業種別の施設数内訳は、売買業 238、貸出し業 5、保管業 135、訓練業 17、輸出入業 6、美容業 208 であった。(注：一施設で複数の業種を営んでいる場合があり、施設数内訳の合計と調査施設数は一致しない。)

# 調査結果

## 1 周辺環境への配慮

### (1) 構造・設備

施設の構造や設備が、周辺環境に配慮したものになっているかを調査した。

「店舗形態」 外部に開放されているか、閉鎖されているか。

「逸走防止設備」 二重扉、柵などの有無。

「臭気防止設備」 脱臭装置や高い所へ排気する設備の有無。

「羽毛等飛散防止」 網戸や空気清浄機などの設置の有無。

「汚物等の管理容器」 蓋付き専用容器などの設置の有無。

結果は表1のとおりであった。

営業時間中、窓やドアを開け放している開放型の店舗割合は全体の25%であり、貸出し業、保管業、美容業では閉鎖型店舗の割合が8割以上と高かった。

ドアが開いても動物が逃げだせないための逸走防止設備は、全体の55%の施設が設置しており、訓練業で高率(71%)であった。

臭いの防止に配慮した設備があるのは全体の31%、網戸や空気清浄器等、羽毛やほこり等の飛散防止設備があるのは全体の36%であった。輸出入業、売買業では、いずれの設備の設置率とも低かった。

蓋付き容器などで汚物等を管理し、ハエの発生や臭気の防止に配慮している施設は、どの業種でも6割を超えていた。

表1 店舗形態

	内容	店舗形態		逸走防止設備		臭気の防止設備		羽毛等の飛散防止		汚物等の管理容器	
		件数	開放	閉鎖	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り
全体 (%)	340	84 25%	248 73%	187 55%	153 45%	105 31%	235 69%	124 36%	216 64%	212 62%	128 38%
売買 (%)	238	73 31%	161 68%	117 49%	121 51%	70 29%	168 71%	79 33%	159 67%	149 63%	89 37%
貸出 (%)	5	0 0%	5 100%	3 60%	2 40%	3 60%	2 40%	4 80%	1 20%	5 100%	0 0%
保管 (%)	135	15 11%	115 85%	85 63%	50 37%	55 41%	80 59%	61 45%	74 55%	94 70%	41 30%
訓練 (%)	17	7 41%	10 59%	12 71%	5 29%	6 35%	11 65%	8 47%	9 53%	14 82%	3 18%
輸出入 (%)	6	4 67%	2 33%	2 33%	4 67%	0 0%	6 100%	1 17%	5 83%	5 83%	1 17%
美容 (%)	208	28 13%	175 84%	136 65%	72 35%	73 35%	135 65%	92 44%	116 56%	134 64%	74 36%

## (2) 管理・運営

周辺環境への影響を抑えるためには、構造や設備の整備とともに、維持管理が適切になされている必要がある。そのため、店舗の外側での臭気及び騒音について、客観的に計測するための官能的指標を使って調査した。

「臭気強度」 6段階臭気強度表示法（表2）により判別。

「騒音強度」 今回の調査のために考案した5段階騒音評価法（表3）により判定。

「店舗の周辺環境」 周辺の土地利用状況を調査。

調査結果は表4のとおりであった。

表2 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できる臭い（検知閾値濃度）
2	何の臭いであるかわかる臭い（認知閾値濃度）
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

表3 5段階騒音判定法

騒音強度	内容
1	静かである
2	動物の鳴き声がある
3	何が鳴いているかははっきりとわかる
4	店の中の様子が手に取るようにわかる
5	会話がよく聞き取れない

臭気については、臭気強度2以下の施設が約9割を占めており、多くの施設は周辺に与える影響は小さいものと考えられる。しかし、強烈な臭いを感じる（臭気強度5）が2施設、強い臭いを感じる（臭気強度4）が6施設あった。

騒音については、騒音強度2以下が8割以上であり、臭気と同様、周辺への影響を与えている施設の割合は少ないと考えられる。一方、会話が聞き取れないほどの騒音が出ている施設（騒音強度5）が4施設あった。

さらに、臭気強度と騒音強度の両方が3以上である施設が21施設あり、管理上問題のある施設は、両項目とも不適当な状態となる傾向があった。これらの施設は近隣からの苦情の原因にもなりやすい状況と考えられる。

表 4 周辺環境への影響

	内容	臭気強度						騒音強度					店舗の周辺環境			
		件数	0	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	商店街	住宅街	ビル内
全体	340	196	74	31	25	6	2	225	61	31	7	4	152	112	47	17
(%)		58%	22%	9%	7%	2%	1%	66%	18%	9%	2%	1%	45%	33%	14%	5%
売買	238	121	57	28	22	5	1	154	47	24	5	2	121	56	39	13
(%)		51%	24%	12%	9%	2%	0%	65%	20%	10%	2%	1%	51%	24%	16%	5%
貸出	5	3	1	0	1	0	0	3	1	0	1	0	3	1	1	0
(%)		60%	20%	0%	20%	0%	0%	60%	20%	0%	20%	0%	60%	20%	20%	0%
保管	135	81	34	6	10	1	2	96	18	12	5	1	61	46	16	5
(%)		60%	25%	4%	7%	1%	1%	71%	13%	9%	4%	1%	45%	34%	12%	4%
訓練	17	8	2	3	3	1	0	9	2	3	1	2	2	12	1	2
(%)		47%	12%	18%	18%	6%	0%	53%	12%	18%	6%	12%	12%	71%	6%	12%
輸出入	6	3	1	1	1	0	0	2	1	0	1	2	2	2	0	2
(%)		50%	17%	17%	17%	0%	0%	33%	17%	0%	17%	33%	33%	33%	0%	33%
美容	208	131	49	11	10	1	2	147	34	13	5	1	95	71	26	7
(%)		63%	24%	5%	5%	0%	1%	71%	16%	6%	2%	0%	46%	34%	13%	3%

## 2 人畜共通感染症に対する配慮

人畜共通感染症の発生やその拡散を防止するには、施設内を常に清潔に保ち、動物取扱い後の手洗いや手指の消毒、廃棄物の適正な処理等の衛生管理が必要である。

### (1) 構造・設備

構造面では、清掃しやすさや手洗い設備の設置など衛生保持への配慮のほか、従業員の居室など人の居住空間と施設とは分離されていることが望まれる。そのため、下記の事項について調査した。

「清掃のし難さ」 施設の床面積のうち、物を置くなどにより、清掃できない部分の面積の割合（単位：割）。

「手洗い場所の設置」 施設内の専用手洗い場所の有無。

「居住空間との分離」 施設と居住空間とが壁等の構造物で分離されているかどうか。

調査結果は、表 5 のとおりであった。

いずれの業種でも過半数が手洗い場所を設置しているが、件数の少ない貸出業を除くと、床面積の約5割は掃除がしにくい状況であった。

また、全体の23%の施設は施設と居住空間が分離されていない構造であった。

表5 人畜共通感染症への配慮

	内容	清掃のし難さ 平均床面積割合(割)	手洗い場所		居住空間との分離	
			設置有	うち、消毒薬有	有り	無し
全体 (%)	340	4.7	190 56%	135 40%	261 77%	79 23%
売買 (%)	238	4.8	133 56%	92 39%	191 80%	47 20%
貸出 (%)	5	6.5	4 80%	4 80%	4 80%	1 20%
保管 (%)	135	4.8	78 58%	57 42%	105 78%	30 22%
訓練 (%)	17	5.5	12 71%	10 59%	11 65%	6 35%
輸出入 (%)	6	5.2	4 67%	2 33%	5 83%	1 17%
美容 (%)	208	4.6	109 52%	85 41%	165 79%	43 21%

## (2) 管理・運営

衛生保持のための日常の施設管理状況について、下記の事項を調査した。

「清掃状況」 施設内の整理整頓・清潔度を、○：清潔、△：普通、×：不潔に分類した。

「清掃記録」 清掃の実施記録の有無。

「店舗の消毒頻度」 何日ごとに消毒しているか。

「廃棄物の処理方法」 施設で生じる廃棄物の処理を、一般と同様に清掃局等の収集によっているか、廃棄物処理業者に委託しているか。

「専用の作業衣・履き物」 施設内専用の衣類を使用しているか。

調査結果は、表6のとおりであった。

清掃状況は、各業種とも または に該当する施設が9割以上と良好であるが、清掃の記録を付けている施設は極めて少なかった。消毒頻度は、一日1回以上行う施設が全体の52%である一方、全く行わない施設が20%存在し、施設によって大

きな違いがある。店舗の見栄えには敏感でも、衛生面の配慮がない施設がかなり存在することが考えられる。

廃棄物を一般のごみ収集に出している施設は75%と比率が高い。

また、施設内専用の衣類を使用している施設は、全体の半数以下であり、売買業では38%にとどまっている。

表6 清掃消毒の状況

	内容	清掃状況			清掃記録		店舗の消毒頻度							廃棄物の処理方法		専用作業衣・靴	
		件数		×	有り	無し	1日1回以上	1週間に1回以上	月に1回以上	半年に1回以上	年に1回以上	随時	消毒しない	一般	業者	有り	無し
全体 (%)	340	167 49%	147 43%	16 5%	13 4%	327 96%	176 52%	18 5%	27 8%	3 1%	1 0%	46 14%	69 20%	256 75%	69 20%	149 44%	191 56%
売買 (%)	238	107 45%	113 47%	13 5%	7 3%	231 97%	112 47%	13 5%	20 8%	2 1%	1 0%	32 13%	58 24%	175 74%	54 23%	90 38%	148 62%
貸出 (%)	5	3 60%	2 40%	0 0%	1 20%	4 80%	4 80%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 20%	0 0%	2 40%	3 60%	5 100%	0 0%
保管 (%)	135	72 53%	53 39%	6 4%	6 4%	129 96%	88 65%	4 3%	10 7%	0 0%	1 1%	16 12%	16 12%	95 70%	36 27%	75 56%	60 44%
訓練 (%)	17	10 59%	6 35%	1 6%	2 12%	15 88%	8 47%	0 0%	2 12%	0 0%	0 0%	6 35%	1 6%	10 59%	5 29%	11 65%	6 35%
輸出入 (%)	6	1 17%	5 83%	0 0%	1 17%	5 83%	2 33%	0 0%	1 17%	0 0%	0 0%	2 33%	1 17%	3 50%	1 17%	2 33%	4 67%
美容 (%)	208	112 54%	80 38%	8 4%	9 4%	199 96%	127 61%	11 5%	20 10%	2 1%	1 0%	24 12%	23 11%	154 74%	49 24%	109 52%	99 48%

### 3 動物の飼育

施設内の動物を感染症から守り、適正に飼育するためには、飼育管理施設や取扱い方法、病気になった動物の管理方法に配慮する必要がある。また、施設周辺の環境に配慮した、動物の管理方法も求められる。

#### (1) 構造・設備

施設の構造・設備が動物の適正飼育へ配慮されているかどうかについて、下記の事項について調査した。

「路面に向けた展示」 動物が路面に向けて展示されていると、直射日光に当たったり、常に人目にさらされたりすることで、ストレスとなる。このような展示方法を行っているか、また、直射日光が当たる場合、日除けの設備があるか。

「動物専用洗浄施設」 動物を洗浄する場所と、手や物を洗浄する場所を分けることにより、動物を感染症から守れる施設になっているか。

「ブラッシング場所」 ブラッシングをするための専用施設を設けて、周辺環境への毛の飛散を防止しているか。

「疾病動物隔離施設」 動物が病気になった場合隔離施設を設けて、他の動物への感染防止を図っているか。

「ケージの消毒頻度」 飼育ケージを何日ごとに消毒しているか。

結果は表7のとおりであった。

売買業の39%が、路面に向けた展示をしていた。また、直射日光が当たらないように日除けが設置してあるのは全体の13%であった。直射日光が当たらない場所でも、動物が身を隠して安心できる設備がある方が、ストレスの防止になるので好ましい。

動物の洗浄、ブラッシング専用の施設の設置率は、輸出入業以外の業種ではおおむね6割を超えており、疾病動物の隔離施設の設置率は、貸出し業、訓練業で高かった。

ケージの消毒頻度は一日1回以上の施設が全体の52%であるのに対し、全く消毒しない施設も19%存在した。特に売買業では、全く消毒しない施設が21%であり、人畜共通感染症予防の点から、管理に問題があると考えられた。

表7 動物の適正飼育

	内容	路面に向けた展示		動物専用洗浄施設		ブラッシング場所		疾病動物隔離施設		ケージの消毒頻度						
		件数	有り	うち、日よけ有り	有り	無し	有り	無し	有り	無し	1日1回以上	1週間に1回以上	月に1回以上	半年に1回以上	年に1回以上	入替ごと、随時
全体 (%)	340	99	43	231	109	223	117	89	251	177	22	8	1	1	68	63
		29%	13%	68%	32%	66%	34%	26%	74%	52%	6%	2%	0%	0%	20%	19%
売買 (%)	238	92	40	152	86	146	92	58	180	125	17	6	1	1	39	49
		39%	17%	64%	36%	61%	39%	24%	76%	53%	7%	3%	0%	0%	16%	21%
貸出 (%)	5	1	1	5	0	5	0	4	1	4	1	0	0	0	0	0
		20%	20%	100%	0%	100%	0%	80%	20%	80%	20%	0%	0%	0%	0%	0%
保管 (%)	135	40	19	114	21	110	25	51	84	90	8	1	0	1	23	12
		30%	14%	84%	16%	81%	19%	38%	62%	67%	6%	1%	0%	1%	17%	9%
訓練 (%)	17	3	2	10	7	10	7	11	6	8	1	1	0	0	4	3
		18%	12%	59%	41%	59%	41%	65%	35%	47%	6%	6%	0%	0%	24%	18%
輸出入 (%)	6	3	2	2	4	2	4	2	4	3	0	0	0	0	1	2
		50%	33%	33%	67%	33%	67%	33%	67%	50%	0%	0%	0%	0%	17%	33%
美容 (%)	208	52	26	182	26	179	29	59	149	127	13	4	0	1	42	21
		25%	13%	88%	13%	86%	14%	28%	72%	61%	6%	2%	0%	0%	20%	10%

## (2) 飼育管理

販売先に対する飼育方法の説明や販売先の記録、飼育動物の健康管理等に関し、次の項目を調査した。

「飼い方説明」 販売時に口頭または説明書で説明しているか。

「販売先の記録」 販売先の住所、電話番号を記録しているか。

「病気等の管理記録」 病気になった動物の管理記録をつけ、適切な管理を行っているか。

「ワクチン接種」 犬・猫取扱業者について、親からの免疫が切れる生後3ヶ月頃の動物を扱っている場合、ワクチンの接種を行っているか。

「運動の実施」 生後3ヶ月以上の犬等、運動が必要な動物を適度に運動させているか。

調査結果は、表8のとおりであった。

売買業者の86%が、購入者に飼い方の説明を行っており、40%は説明書を添付している一方、説明をしない業者も14%存在した。購入者に対する飼育指導には、店舗により大きな違いがあることが分かった。販売先の記録は、売買業者の65%が実施するにとどまっており、人畜共通感染症が人に感染した際の追跡調査を困難にする原因の1つとなっている。

また、売買業では具合の悪い動物について病気等の管理記録(26%)やワクチン接種(52%)、動物に必要な運動(42%)など、動物の健康管理への配慮状況にも、店舗ごとに大きな差があることがうかがわれた。

表8 動物の適正飼育

	内容	飼い方説明			販売先の記録		病気等管理記録		ワクチン接種	運動の実施
		件数	有り	説明書も有り	説明無し	有り	無し	有り	無し	有り
全体	340	204	96	34	154	84	86	254	124	145
(%)		60%	28%	10%	45%	25%	25%	75%	36%	43%
売買	238	204	96	34	154	84	63	175	124	99
(%)		86%	40%	14%	65%	35%	26%	74%	52%	42%
貸出	5						4	1	4	3
(%)							80%	20%	80%	60%
保管	135						47	88		74
(%)							35%	65%		55%
訓練	17						9	8		16
(%)							53%	47%		94%
輸出入	6						2	4	2	3
(%)							33%	67%	33%	50%
美容	208						62	146		
(%)							30%	70%		

## 4 従業員教育

動物の適正な取扱いや衛生管理等に関する知識を有する者を配置しているか否かを調査した。

「従業員の資格」 従業員を雇う際に何らかの資格要件を付けているか。

「従業員の教育制度」 従業員に対し再教育の場を設けているか。

「人畜共通感染症」 従業員が実際に人畜共通感染症を知っているか否か。

「従業員数」 施設ごとの従業員数。

結果は表 9 及び表 10 のとおりであった。

従業員に対し、資格を求めている施設が、全体の 46%あることが明らかとなった。特に、飼い主との接点となる動物の売買業の 51%が、資格を有する従業員を求めているなかった。このことは、動物を購入する際、事前に十分な飼い方指導等がなされていないことも予想され、安易に飼い始めてしまうことによる不適正な動物飼育を助長しているおそれもある。

従業員に対し、何らかの教育制度を設けている施設は、全体の 30%に止まった。また、動物を取り扱う者なら、是非知っておくことが望まれる人畜共通感染症について尋ねたところ、その種類を一つも挙げられなかった従業員が 40%存在した。

これらのことから、専門的な知識技術を有する従業員の配置に消極的なことや従業員の専門知識の習得度等が低い傾向であることが明らかとなった。

しかしながら、平均従業員数は約 3.4 人と小規模であり、業者自身では独自の教育制度を設けられないことも考えられ、動物取扱業者を対象とした適正飼育講習会の拡充強化と受講率向上に向けた対策の必要性が示唆された。

表 9 従業員の資格

	内容	従業員の資格							従業員の教育制度		
		件数	獣医師	飼養管理士	トリマー	アニマルヘルプ ステクニシャン	訓練士	その他	資格要件なし	有り	無し
全体		340	8	10	143	4	10	9	156	101	239
(%)			2%	3%	42%	1%	3%	3%	46%	30%	70%
売買		238	2	10	93	2	3	7	121	66	172
(%)			1%	4%	39%	1%	1%	3%	51%	28%	72%
貸出		5	0	0	1	0	0	0	4	4	1
(%)			0%	0%	20%	0%	0%	0%	80%	80%	20%
保管		135	7	2	72	3	1	3	47	50	85
(%)			5%	1%	53%	2%	1%	2%	35%	37%	63%
訓練		17	1	0	2	1	7	0	6	8	9
(%)			6%	0%	12%	6%	41%	0%	35%	47%	53%
輸出入		6	0	0	2	0	0	0	4	3	3
(%)			0%	0%	33%	0%	0%	0%	67%	50%	50%
美容		208	6	1	122	3	0	3	73	66	142
(%)			3%	0%	59%	1%	0%	1%	35%	32%	68%

注) 表中の飼養管理士(愛玩動物飼養管理士)、トリマー(犬猫の美容)、アニマルヘルステクニシャン(動物看護師)、訓練士は、いずれも民間資格。

表 10 人畜共通感染症の知識

	内容	人畜共通感染症							従業員 の人数
		件数	知識有 り	1つ知っ ている	2つ知っ ている	3つ知っ ている	4つ知っ ている	5つ以上	
全体 (%)	340	200 59%	89 26%	51 15%	32 9%	14 4%	14 4%	135 40%	3.4 1%
売買 (%)	238	145 61%	75 32%	38 16%	20 8%	9 4%	3 1%	90 38%	3.5 1%
貸出 (%)	5	4 80%	1 20%	1 20%	2 40%	0 0%	0 0%	1 20%	4.4 88%
保管 (%)	135	78 58%	22 16%	20 15%	21 16%	7 5%	8 6%	56 41%	3.5 3%
訓練 (%)	17	9 53%	3 18%	3 18%	1 6%	1 6%	1 6%	8 47%	2.7 16%
輸出入 (%)	6	4 67%	2 33%	1 17%	0 0%	0 0%	1 17%	2 33%	2.7 45%
美容 (%)	208	125 60%	47 23%	29 14%	26 13%	12 6%	11 5%	79 38%	3.5 2%

## 5 特定動物への対応

東京都では、条例でサル、ワニ、毒へび等危険な動物を特定動物として指定し、飼育にあたっては許可制としている。これら特定動物の取扱いや、許可制度に関する知識等について調査した。

「特定動物取扱いの有無」 特定動物を取り扱っているか。

「許可制の知識」 許可制であることを知っているか。

「範囲の知識」 許可対象動物の種類についての知識の有無。

「購入希望者への説明」 購入希望者に許可の必要性を説明するか。

「仕入れ先の記録」「販売先の記録」 仕入れ、販売先の記録を残しているか。

調査結果は表 11 のとおりであった。

許可制度について知っていると感じた施設は 46%であった。さらに、許可対象動物の種類についておおまかにでも知っている施設は 33%であった。今後、特定動物を取扱う可能性の高い売買業に限っても、全く同様の傾向であった。

都民が動物を入手する先としては、まず、動物取扱業者が考えられるため、危害防止の観点から、業者が特定動物飼育の許可制度を理解していることが求められる。調査時点で、施設の責任者が質問に答えているとは限らないが、動物を取り扱う以上、すべての従業員が法令に関する正確な知識を持っていることが望ましい。

この調査結果から、知識のない業者が特定動物を都民に売ってしまう可能性も示唆された。今後、業者に向けた法令の知識等の普及啓発の充実強化が必要であると考えられる。

表 11 特定動物の知識

	内容	特定動物の取扱い	許可制の知識		範囲の知識		購入希望者へ説明	仕入先の記録	販売先の記録
			有り	無し	有り	無し			
全体 (%)	340	2 1%	155 46%	185 54%	112 33%	228 67%	1 0%	2 1%	2 1%
売買 (%)	238	2 1%	112 47%	97 41%	80 34%	158 66%	1 0%	2 1%	2 1%
貸出 (%)	5	1 20%	3 60%	2 40%	2 40%	3 60%			
保管 (%)	135	2 1%	64 47%	71 53%	45 33%	90 67%			
訓練 (%)	17	0 0%	10 59%	7 41%	5 29%	12 71%			
輸出入 (%)	6	0 0%	3 50%	3 50%	2 33%	4 67%			
美容 (%)	208	1 0%	90 43%	118 57%	62 30%	146 70%			

## おわりに

動物取扱業に関する大規模かつ詳細な調査を行い解析を加えたのは、今回が初めてである。この調査により、悪臭や騒音等、施設周辺の生活環境被害や、動物を適正に飼育するための施設の構造・設備や動物の取扱い方法等について、十分な配慮がされているとは言い難い状況であることがわかった。

また、各項目について、調査結果をとりまとめたところ、非常に管理の行き届いた施設もあれば、騒音・悪臭ともに生活環境面から問題のある施設もある等、施設ごとの格差が大きいことが明らかとなった。特にその傾向は、売買業で顕著であった。

家庭における動物の適正飼育の推進や、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、動物取扱業界に期待される役割は大きい。今後、動物取扱業全体の平均的な水準の向上を目指して、指導基準の設定や専門知識の普及促進など、効果的な指導・育成の方法について検討していく必要がある。